

ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会
当事者市民部会（第1回） 次第

1. 日時：令和3年8月12日（木）13時～15時

2. 場所：オンライン会議

3. 議題：

（1）会議の公開方法の確認

（2）開会挨拶

（3）出席者紹介

（4）委員長の互選

（5）検討会の進め方について（協議）

4. その他

・次回：9月前半@オンライン会議

【配布資料】

- ・資料1：ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会運営要綱
- ・資料2：調査計画作成までの流れ（案）

ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会
当事者市民部会名簿

■当事者市民部会

あいかわ 相川	つばさ 翼	武蔵高等学校中学校・青山学院高等部・早稲田大学高等学院 教諭
いしやま 石山	はるへい 春平	全国ハンセン病退所者連絡協議会副会長
えづれ 江連	やすひろ 恭弘	法政大学第二中・高等学校教諭
おおた 太田	あきお 明夫	ハンセン病問題を共に学び共に闘う全国市民の会会長
かとう 加藤	めぐみ	(福)恩賜財団済生会支部大阪府済生会 ハンセン病回復者支援センターコーディネーター
くるべ 訓覇	こう 浩	ハンセン病市民学会共同代表・事務局長
くろさか 黒坂	あい 愛衣	東北学院大学経済学部共生社会経済学科准教授
原告番号 21 番		ハンセン病家族訴訟原告団
原告番号 169 番		ハンセン病家族訴訟原告団
原告番号 188 番		ハンセン病家族訴訟原告団
きこた 迫田	ともこ 朋子	ジャーナリスト
たいら 平良	じんゆう 仁雄	沖縄ハンセン病回復者の会共同代表
たてやま 豎山	いさお 勲	ハンセン病国賠訴訟全国原告団協議会事務局長
はやし 林	ちから 力	ハンセン病家族訴訟原告団団長
はまさき 浜崎	まさみ 真実	ハンセン病首都圏市民の会事務局次長、カトリック横須賀三笠教会主任司祭
ふあん 黄	ぐあんなむ 光男	ハンセン病家族訴訟原告団副団長
ふじさき 藤崎	みちやす 陸安	全国ハンセン病療養所入所者協議会事務局長
みやら 宮良	せいきち 正吉	全国退所者原告団連絡会 ハンセン病関西退所者原告団いちよ うの会会長
むらかみ 村上	あやこ 絢子	ハンセン病首都圏市民の会、日本ハンセン病学会
もり 森	かずお 和男	全国ハンセン病療養所入所者協議会会長

※五十音順、敬称略

■有識者会議（当事者市民部会担当）

とくだ やすゆき
徳田 靖之 ハンセン病訴訟西日本弁護士共同代表

■オブザーバー

おぞき もりまさ
尾崎 守正 厚生労働省健康局難病対策課長

とりまる ただひこ
鳥丸 忠彦 法務省人権擁護局人権啓発課長

いしつか てつろう
石塚 哲朗 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

えぐち ありちか
江口 有隣 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会運営要綱

(目的)

第1条 ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会（以下「検討会」という。）は、ハンセン病に対する偏見差別の現状とこれをもたらした要因の解明、国のこれまでの啓発活動の特徴と問題点の分析、偏見差別の解消のために必要な広報活動や人権教育、差別事案への対処の在り方についての提言を行うなど、今後のハンセン病に対する偏見差別の解消に資することを目的として設置する。

(有識者会議等の設置)

第2条 検討会は、有識者会議及び当事者市民部会で構成する。

- 2 有識者会議においては、目的に沿った検討を行うほか、当事者市民部会の報告を受けて全体的な報告書の作成を行う。
- 3 当事者市民部会においては、主として、これまでの施策の評価及び提言の検討を行う。

(構成)

第3条 有識者会議の委員は、学識経験者（歴史学者、社会学者、法律家、人権教育の専門家、学校関係者等）及びハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護士連絡会の10名程度で構成し、委託先である株式会社三菱総合研究所代表取締役社長が選任する。

- 2 当事者市民部会の委員は、ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、全国ハンセン病療養所入所者協議会、ハンセン病家族訴訟原告団、ハンセン病関係市民団体及び有識者会議の当事者市民部会担当の20名以内で構成し、委託先である株式会社三菱総合研究所代表取締役社長が選任する。

(座長及び委員長)

第4条 検討会に座長をおく。座長は、有識者会議の委員の互選による。

- 2 有識者会議に委員長をおくことができる。委員長は、検討会の座長が兼任する。
- 3 当事者市民部会に委員長をおくことができる。委員長は、当事者市民部会の委員の互選による。

(有識者会議及び当事者市民部会の活動)

第5条 有識者会議は、第1条の趣旨に基づき、基本的な検討課題を整理して現状把握、要因分析等を行うとともに、当事者市民部会からの報告等を踏まえ、当該課題について審議した上、報告書を作成する。

- 2 当事者市民部会は、当事者、市民団体としての視点から、国のこれまでの啓発活動の評価を行うとともに、今後の啓発活動の在り方への提言を行い、有識者会議に報告する。
- 3 有識者会議において作成された報告書を検討会の報告書とし、「ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議の場」へ提出する。

(資料開示)

第6条 厚生労働省、法務省および文部科学省は、検討会から求めがあった場合、個人のプライバシー保護等に配慮しつつ、その保存する関係資料を原則としてすべて検討会に対し開示する。

(会議の公開)

第7条 検討会は公開する。また、検討会の議事録は毎回作成し、内容を出席者が確認した上、公開する。

2 前項の規定にかかわらず、座長は、個人に関する情報を保護する必要がある場合、公開することにより、出席者間の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合、その他座長が必要と認める場合は、有識者会議の意見を聞いた上で、検討会および議事録の全部または一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 検討会の運営事務は、委託先である株式会社三菱総合研究所が行う。

ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 調査計画作成までの流れ（案）

日付	有識者会議	当事者市民部会
7/31	【第1回】 ●検討会に期待すること、実施したい調査について意見交換	
8/10〆切	（書面での意見提出） ●検討会の参考となる先行研究、第1回の意見をより具体化した調査概要の提出	
8/12		【第1回】 ●検討会に期待すること、実施したい調査について意見交換
8/13～23	【会議間打合せ】	
8/24	【第2回】 ●有識者会議の書面意見、第1回当事者市民部会での意見をふまえ、検討会で実施する調査、優先順位を検討 ●有識者会議としての調査計画（案）作成 ※必要に応じてWGメンバー選任	
9月前半		【第2回】 ●有識者会議の調査計画（案）に対する意見・要望（協議）
9月後半	（書面での意見提出） ●第2回当事者市民部会での意見をふまえた計画の見直しに関する意見の提出 ●座長にて計画（案）をブラッシュアップ	
10月	【第3回】 ●調査計画の確定	